

告 示

埼玉県告示第四百九十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和八年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市大滝字大達原カマヌケ五二一八番一八（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）